広報
YAME
やめ
【今月の主な内容】
７月１１日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です　Ｐ2～3
65歳以上の皆さんの介護保険料をお知らせします　Ｐ4～
平成 22 年度国民健康保険税のお知らせ　Ｐ6～7
八女寸寸語②ー八女郡長 田中慶介さんと「町村是」と「郡是」　Ｐ10
サッカーって楽しいよ！
兄弟Ｊリーガーの高橋大輔選手と高橋祐太郎選手が、６月１４日（月）にさいしょうじ幼稚園でサッカー教室を行いました。両選手は同園を卒園。園児と一緒にボールを追いかけふれあいました。
茶のくに 八女・奥八女
CHANOKUNI YAME OKUYAME
2010(平成22年)
No. 951
7

7月11日は「第22回参議院議員通常選挙」の投票日です

期日前投票・不在者投票は7月10日(土)まで

7月11日（日）は「第22回参議院議員通常選挙」の投票日です。選挙は、私たちの意思を政治に反映させる大切な機会であり、私たちが主権者として政治に参加する唯一の機会でもあります。これから先の国政を任せる人を、自分自身の一票で悔いのないように選びましょう。

選挙人名簿の登録について

◎投票できる人は…

満20歳以上の日本国民にはすべて選挙権がありますが、選挙人名簿に登録されていなければ投票をすることができません。今回の選挙で投票できるのは、次の要件にあてはまり、選挙人名簿に登録されている人です。

要件＝平成2年7月12日までに生まれた人で、平成22年3月23日以前から八女市に居住し、引き続き住民基本台帳に登録されている人

◎八女市に転入した人は・・・

平成22年3月23日までに転入届をすませた人は、八女市で投票することができます。

◎八女市内で住所変更した人は・・・

平成22年6月16日までに市内で住所変更の届をすませた人は、新しい住所の投票所で投票できます。6月17日以降に住所変更の届をした人は、元の住所の投票所で投票してください。

◎八女市から転出した人は・・・

平成22年3月11日から7月11日までに他の市町村に転出した（する）人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合、八女市の選挙人名簿に登録されていれば、八女市で投票することができます。

投票所入場券は郵送で各世帯にお届けします

入場券は、世帯ごとの封筒になっていますので、ミシン目に沿って開封し、個人ごとに切り離して、投票に行くときに持参してください。

※入場券をなくした場合でも投票することができますので、当日投票所の受付係員に申し出てください。

※投票日が近づいても入場券が手元に届かない時には、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所および投票時間

投票所は24か所です。会場によっては、閉鎖時間を19時に繰り上げていますので、自分の投票する会場および時間帯を入場券で確かめておいてください。（次ページ左上）

投票日に投票ができないときは期日前投票の利用を

仕事や旅行、レジャー、出産が近いなどの理由で当日投票所へ行って投票できない（見込みの）人は、期日前投票をすることができます。

期日前投票は、従来の不在者投票に替わる制度で、投票用紙を二重封筒に入れて、外封筒に署名する手続きが不要になりました。

なお、病院・老人ホーム等の指定施設や滞在地における不在者投票等（会場は八女市役所１０２会議室のみ）は従来どおり行われます。

投票開始は期日前投票と同様に選挙期日の公示日（告示日）の翌日からとなりました。

◎期日前投票

▽八女市役所１０２会議室

期間＝6月25日（金）～7月10日（土）

時間＝8時30分～20時

▽上陽支所小会議室・黒木総合支所第５会議室・立花市民センター１０１研修室・矢部公民館１階会議室・星野行政福祉センター大集会室

期間＝7月4日（日）～10日（土）

時間＝8時30分～20時

持参するもの＝投票所入場券

（届いていないときは結構です）

投票の仕方と順序

※今度の選挙は2回投票します。

1 受付

投票所では、受付で入場券を係に見せてください。選挙人名簿で本人確認します。

※入場券が届いていない時は結構です。

2 投票用紙を受け取ります

選挙区選出議員選挙の投票用紙(薄黄色)と番号札を受け取ります。

郵便等での不在者投票もできます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳および介護保険被保険者証の交付を受けている人で、一定の等級や程度に該当する場合、郵便等で不在者投票ができる制度もあります。郵便等投票の申請手続きは、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票・点字投票もできます

投票をするときは、選挙人がすべて自分で投票用紙に候補者の氏名を記載する自書投票になっています。ただし、身体の故障などにより自分で記載することができないときは、投票所の係員が投票のお手伝いをいたします。また、点字での投票もすることができます。

投票の秘密は、固く守られます。気軽にご相談ください。

選挙公報・審査広報をお届けします

選挙区選挙・比例代表選挙それぞれについて選挙公報をお届けします。また、選挙区選挙の公営ポスター掲示板を市内に設置します。

もし、この掲示板がこわれていたりしたときは、お手数ですが市選挙管理委員会へご連絡ください。

即日開票します

日時＝７月11日（日）21時15分～

場所＝八女市総合体育館２階球技場

※開票の状況を、市のホームページに掲載します。

http://www.city.yame.fukuoka.jp

この思い　届けるための　この一票

最近の選挙における投票率は低下傾向が続いています。残念ながら八女市においてもこの例外ではありません。特に20代の若者の投票率の低さが目につきます。

自らすすんで投票し、大切な１票を無駄にすることのないようにしましょう。

選挙に関する問い合わせ

八女市選挙管理委員会事務局（八女市役所総務課内）☎２３・１１１１

７月11日（日）の投票所

投票所	会　場	投票時間
第　１投票所	福島小学校体育館	７時～２０時
第　２投票所	八女市地域交流センター	７時～２０時
第　３投票所	長峰小学校体育館	７時～２０時
第　４投票所	八女市総合体育館	７時～２０時
第　５投票所	上妻小学校体育館	７時～２０時
第　６投票所	三河小学校体育館	７時～２０時
第　７投票所	西公民館	７時～２０時
第　８投票所	川崎小学校体育館	７時～２０時
第　９投票所	忠見小学校体育館	７時～２０時
第　10投票所	岡山小学校体育館	７時～２０時
第　11投票所	農業活性化センター	７時～１９時
第　12投票所	研修センター（発心）	７時～１９時
第　13投票所	黒木体育館	７時～１９時
第　14投票所	豊岡コミュニティセンター	７時～１９時
第　15投票所	串毛コミュニティセンター	７時～１９時
第　16投票所	木屋農村環境改善センター	７時～１９時
第　17投票所	笠原集会所	７時～１９時
第　18投票所	大淵小学校体育館	７時～１９時
第　19投票所	立花体育館	７時～２０時
第　20投票所	北山小学校体育館	７時～２０時
第　21投票所	白木コミュニティセンター	７時～１９時
第　22投票所	旧上辺春小学校体育館	７時～１９時
第　23投票所	矢部公民館１階会議室	７時～１９時
第　24投票所	星野行政福祉センター	７時～１９時

注意！

旧上陽町、黒木町の第11・12・13・14・15・16・17・18投票所および旧立花町の一部、矢部村、星野村の第21・22・23・24投票所は閉鎖時間が19時となっていますので確認してください。

3 選挙区を投票します

投票記載所で候補者の氏名を書きます。

選挙区選挙の投票箱に投函します。

選挙区 投票箱
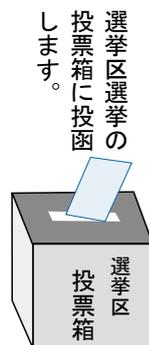
4 投票用紙を受け取ります

選挙区の投票が終わったら、番号札と引き換えに比例代表選挙の投票用紙（白色）を受け取ります。

番号札を返す

比例代表の投票用紙（白色）

投票用紙を１枚受け取る
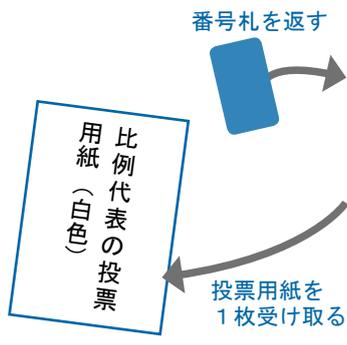
5 比例代表を投票します

投票記載所で候補者の氏名または政党名を書きます。

比例代表選挙の投票箱に投函します。

比例代表 投票箱

平成22年度の納入通知書は7月中に送付します

65歳以上の皆さんの介護保険料をお知らせします

介護保険制度は施行から10年が経過し、介護サービス利用者や介護給付費が年々増加するなど、社会保障制度として定着してきました。その反面、介護給付費の伸びが全国的な問題となっています。そして、今後もさらに高齢化の進展が見込まれます。

介護保険は介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。市の介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付へ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

保険料は９段階

介護保険料は、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、９段階に分かれています。あなたがどの段階になるかは、下の図をご覧ください。

旧２町２村の人の介護保険料は、合併に伴い平成22年度から八女市の制度により算定されます。

介護報酬改定（プラス３パーセント）に伴う保険料上昇分の軽減

平成21年４月から、介護に従事する人の処遇を改善するため、介護報酬が平均プラス３パーセント改定されました。

改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21年度・22年度については、国が一部を段階的に負担し、被保険者の負担を軽減します（市町村によって、年度ごとに基準額が異なる場合と、３年間分を平準化させる場合があります）。

※八女市の基準額は４０００円（月額）ですが、３年間分を平準化したため基準額は３９５０円（月額）になります。

保険料の納付方法は

▼年金から天引き（特別徴収）

介護保険料を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。年金が年額18万円以上支払われている人は、あらかじめ年金から天引きされます。平成22年度の納入通知書は７月下旬に送付します。

▼納付書や口座振替での納付（普通徴収）

年金が年額18万円未満の人や、年度途中で65歳になられた人、他の市町村より転入されてきた人などは、市から送付される納付書で納めてください。

▼口座振替が便利です！

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月分以降は口座から振替ができ、便利で安心です。口座振替にするには手続きが必要です。

・保険料の納付書
・預金通帳
・印鑑（通帳の届出印）

以上の３つを持って、金融機関で手続きしてください。

※基準額3,950円（月額）

所得段階	対象者	保険料率	保険料額（年額）
第１段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税所得の老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	23,700円
第２段階	・本人および世帯全員が市民税非課税 （前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人）	基準額×0.50	23,700円
第３段階	・本人および世帯全員が市民税非課税 （第1段階・2段階以外の人）	基準額×0.75	35,550円
第４段階	・本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり （前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人）	基準額×0.90	42,660円
第５段階〈基準額〉	・本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり （第4段階以外の人）	基準額×1.00	47,400円
第６段階	・本人が市民税課税 （前年の合計所得金額が125万円未満）	基準額×1.15	54,510円
第７段階	・本人が市民税課税 （前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満）	基準額×1.25	59,250円
第８段階	・本人が市民税課税 （前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満）	基準額×1.50	71,100円
第９段階	・本人が市民税課税 （前年の合計所得金額が300万円以上）	基準額×1.75	82,950円

申請はお済みですか？

高額介護サービス費支給申請

支払った１割の自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。
ただし、払い戻しができるのは申請月からさかのぼって２年以内となります。

区分	上限額
住民税課税世帯 （下記の区分に該当しない人）	世帯 37,200円/月
住民税非課税世帯	世帯 24,600円/月
●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●住民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人	個人 15,000円/月
●生活保護受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月

※上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。
※同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の場合は、世帯合算ができます。
（例）夫は介護保険施設に入所し、妻はデイケアを利用中など

◉手続きに必要なもの
①介護保険証（写しでも可）
②印鑑
③通帳

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
健康課介護サービス係
（☎23・2545）

保険料を納めるのが困難な場合は

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに健康課にご相談ください。次のいずれかに該当する場合、減額されることがあります。
①災害で著しい損害を受けた。
②主たる生計者の所得が激減した。
③生活保護法で定める基準以下の収入で、現に生活保護を受けていない。

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。主治医意見書と介護保険被保険者証（黄色）を窓口までご持参ください。申請受付は、健康課および各支所の介護保険担当課で行っています。

保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような給付制限が適用されることがあります。

●１年以上
介護サービスにかかった費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（９割）が支払われます。

●１年６か月以上
保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。

●２年以上
介護サービスの自己負担分が、通常の１割から３割に引き上げられます。未納期間が長いほど、この期間も長くなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときの負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。

介護保険料に関する問い合わせ
健康課介護認定係
☎23・1353

あなたの保険料段階を確認しておきましょう

平成22年度65歳以上の人の保険料です。矢印に沿って、「はい」「いいえ」で進んでください。

- 生活保護を受給している
  - はい →
  - いいえ → あなたが市民税を課税されている
    - いいえ → 同じ世帯に市民税を課税されている人がいる
      - いいえ → 老齢福祉年金を受給している
        - はい →
        - いいえ → 前年の合計所得時金額＋課税年金収入額が80万円以下
          - はい →
          - いいえ →
      - はい → 前年の合計所得時金額＋課税年金収入額が80万円以下
        - はい →
        - いいえ →
    - はい → 前年の合計所得金額は？
      - 125万円未満 →
      - 125万円以上200万円未満 →
      - 200万円以上300万円未満 →
      - 300万円以上 →
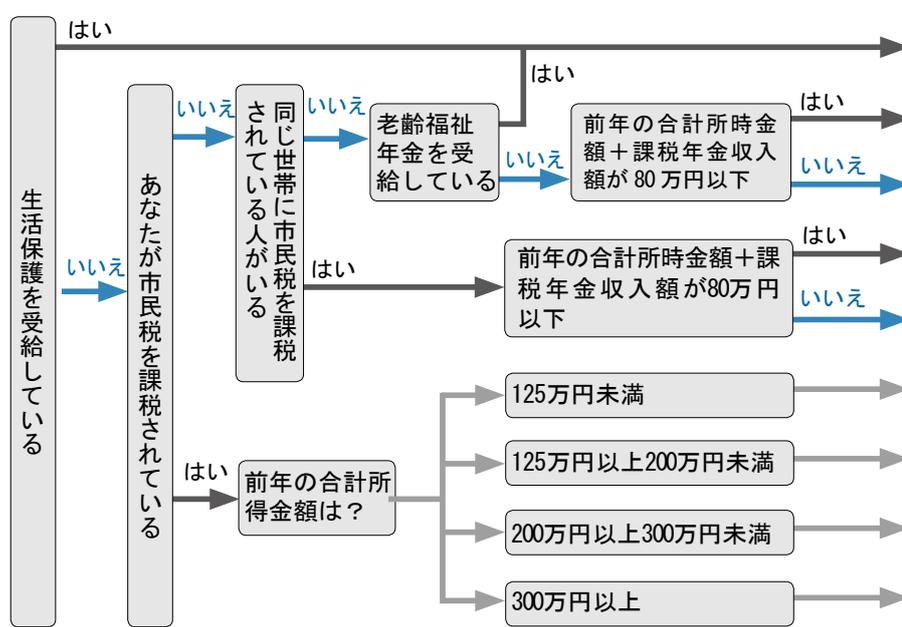
平成22年度 国民健康保険税のお知らせ

22年度保険税			医療分	介護分	支援分
	所得割	（H 21 年中の所得－33 万円）×	7.2% ア	2.2% オ	2.7% ク
	資産割	H 22 年度固定資産税額×	17.0% イ		
	均等割	被保険者１人当たり	23,000 円 ウ	8,000 円 カ	7,300 円 ケ
	平等割	１世帯当たり	22,000 円 エ	7,000 円 キ	7,000 円 コ
	限度額		Ⓐ 500,000 円	Ⓑ 100,000 円	Ⓒ 130,000 円

※ア～ウおよびク・ケの額はすべての被保険者ごとに、オ・カの額は40歳から64歳の被保険者ごとに計算した額の合計額となります。 ★ 40 歳から 64 歳の加入者がいない世帯の最高額……63 万円 （Ⓐ ＋ Ⓒ）
★ 40 歳から 64 歳の被保険者がいる世帯の最高額……73 万 （Ⓐ ＋Ⓑ ＋Ⓒ）

▽国の法改正により、非自発的失業者の軽減制度創設・保険税の限度額改定等が行われました。
▽平成22年度から旧星野村・旧矢部村の世帯も、要件にあてはまる場合は、国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）の対象になります。（ただし、手続きをすることにより引き続き口座振替による納付も可能です）。

平成22年度の保険税について

世帯の保険税は、「医療分」および「後期高齢者支援金分」（以下、「支援分」）の所得割・資産割（医療分のみ）・均等割・平等割の合計で、40歳から64歳の被保険者（介護保険の第２号被保険者）に該当する人がいる世帯の保険税はこれに、「介護分」を加えた額となります。※上表参照

第１期にお届けする納税通知書は、平成22年４月から平成23年３月までの１年間の保険税額をお知らせし、７月から３月までの９期（特別徴収の世帯は６期）に分けて納めていただくようにお願いするものです。ただし、４月１日から６月30日までに異動届（出生・死亡・転入・転出・社保離脱・社保加入など）を提出された世帯は、その異動届により更正（月割計算）を行った税額となっています。また、７月以降に提出された異動届分について各月おおむね８日までの分は当月に、９日以後の届出分は翌月に保険税額を更正して納付書（口座の人は通知書）を送付します。更正後の納付書が届いたときは、更正前の納付書（同じ納期限のもの）は各自で処分し、更正後の納付書で納めてください。

65歳から74歳の人のみ国民健康保険に加入する世帯主の人へ

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

※平成22年度から旧星野村・旧矢部村の世帯も該当する場合は対象

次の①から③にすべて該当する国保加入者については、納付方法が普通徴収（納付書または口座振替）に替えて特別徴収（年金受給額からの自動天引き）となります。

今年度初めて特別徴収に該当する納税義務者の人は、第１期・第２期・第３期（７月・８月・９月）を普通徴収で納付し、第４期～第９期分の金額を年金支給月（10月・12月・２月）の３回に分けて特別徴収で納付することになります。

昨年から特別徴収となっている人については、所得確定前に22年２月に徴収された額と同じ額で仮徴収（４・６・８月）が行われ、前年中の所得確定後に仮徴収分を差し引いた額を３期（10・12・２月）に分けて納税することになります。

◆特別徴収の対象となる人
（①～③のすべてに該当する人）

①世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国保加入者全員が65歳から74歳である場合

※世帯主が会社の健康保険や共済組合加入者、後期高齢者医療制度加入者（年度途中で75歳到達による途中加入を含む）の場合は該当しません。

②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合

③国保世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、国保世帯主の「介護保険料＋国保税」合計額が「年金支給額の２分の１」を超えない場合

◎年金天引きの停止を希望される人へ（口座振替の人）

現在すでに国保税が年金天引きの世帯、または10月から納付方法が口座振替から年金天引きに変わる世帯で、年金天引きの停止を希望される世帯については、市民課国保年金係で納付方法変更申請をしていただければ、申請月の２か月後以降の年金天引きを停止し、指定口座からの引き落としとなります。（ただし、納付方法がこれまで納付書の人は、先に金融機関で国民健康保険税の口座振替の申し込みをしていただく必要があります）。

申請については印鑑持参のうえ市役所市民課国保年金係（または各支所国保担当）の窓口に備え付けの用紙で７月30日㈮まで

非自発的失業者にかかる
国民健康保険料（税）軽減の対象期間について

非自発的失業者（注1）については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の給与所得を100分の30として国民健康保険料（税）を算定します。
※ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点までとなります。

〈注 1〉 非自発的失業者＝雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者
〈注2〉対象期間＝離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

に変更申請をお願いします。
※申請締切日は10月からの天引きを中止する場合になります。
※特別徴収になる世帯は7月にお送りする納税通知書に特別徴収税額（10月・12月・2月、翌4月）が記載されています。

●非自発的失業者の軽減

※平成22年4月1日から軽減適用

平成21年3月31日以降に、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた人については、申請していただくことで平成22年度分からの所得割が一部軽減される場合があります。（軽減期間＝1年～2年間）

■対象となる人

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として求職者給付を受ける人。

※「雇用保険受給資格者証」（ハローワークで発行）の離職理由欄の離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人。

※ただし、上記に該当する場合でも、高年齢受給資格者証（65歳到達以後の離職）および特例受給資格者（短期雇用特例被保険者の離職）の人は対象となりません。

■軽減期間

離職日（平成21年3月31日以降の離職日）翌日の属する月から翌年度末までの期間。

※年度途中で会社の健康保険に加入するなど国民健康保険でなくなった場合は終了します。

［例1］▽平成21年3月31日～22年3月30日に離職の場合＝平成22年度の1年間

［例2］▽平成22年3月31日～23年3月30日に離職の場合＝離職日から平成23年度末までの2年間

■軽減される額（非自発的失業者）

国民健康保険税の所得割を計算する際に、前年中給与所得を30%とみなして所得割率を乗じます。

例 医療分所得割（6ページ「22 年度保険税」税率表のアの欄）の計算

前年中給与所得が150万の場合⇒その30%の45万を給与所得とみなして計算

○ 軽減なし（前年中給与所得 150 万－基礎控除 33 万）
× 7. 2%（医療分所得割率）＝84, 240 円

○ 軽減あり（前年中給与所得 45 万－基礎控除 33 万）
× 7. 2%（医療分所得割率）＝ 8, 640 円

■軽減を受けるためには

『雇用保険受給資格者証』と印鑑を持参のうえ、市民課国保年金係（または各支所の国保担当窓口）で申請書を提出してください。

6月までに申請書を提出されている場合は、軽減後の額で国民健康保険税の通知を送付しています。7月以降に申請された場合は後日、保険税の変更通知を送付します。

75歳以上の人と同居する国民健康保険の加入者の皆さんへ

後期高齢者医療制度創設に伴う軽減措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度（75歳以上の人・65歳以上で一定の障害がある人）へ移行した場合、同一世帯の国保加入者には次のような軽減措置があります。

①すでに軽減措置（5割・2割）を受けている世帯で、世帯構成（世帯主変更等）や世帯の収入が変わらなければ以前と同様の軽減措置を受けることができます。（申請不要）。

②国保からの移行により単身となる世帯（例夫75歳以上、妻75歳未満）は、平等割額が半額になります。（最大5年間）

※ただし、年度途中で世帯主が変わった場合はその月から軽減はなくなりますので、最初に送付した年税額に追加分が発生する場合があります。

そのほか、旧被扶養者（被用者保険加入者本人が後期高齢者となり、その扶養者が国民健康保険に加入する場合）、被災世帯等についても保険税の一部減免制度を設けています。減免を申請する場合は、納期限前7日までに「年度・納期の別および税額・減免を必要とする事由」を記載した申請書にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出する必要があります。該当する人は市民課国保年金係にご相談ください。

・問い合わせ＝市民課国保年金係（☎23・1116）
※または各支所（総合支所）国保担当窓口へ
黒木総合支所（☎42・1113）
立花支所（☎23・4932）
上陽支所（☎54・2218）
矢部支所（☎47・3112）
星野支所（☎52・3113）

黒木町、立花町、上陽町、星野村、矢部村にお住まいの皆さんへ

平成23年4月から

光ファイバーによる超高速インターネットが利用できるようになります

ＮＴＴ西日本の最新の光インターネットサービス「フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ」が平成23年4月から順次利用できるようになります。このサービスは、八女市が国の補助事業を活用し光ファイバー網を整備することにより、ＮＴＴ西日本が光インターネット・サービスを行うものです。

光インターネットの利用を希望される人は、ＮＴＴ電話局舎から光ファイバーを引き込む工事を行いますので、事前に申し込みが必要です。期限までに申し込みをされた人は、光ファイバーを引き込む距離が長くても優先的に工事を行いますので、光インターネットが利用できるようになります。期限を過ぎてからは、光ファイバーを引き込む距離や空き線の状況により利用できない場合がありますので、期限までに申し込みをされますようお願いします。

◉申込期限　7月30日（金）

※詳しくは、お配りしている募集申込書をご覧ください。

◉問い合わせ＝市長公室企画政策係（☎23・1110）

地上デジタル放送への対応はお済みですか？

2011年7月24日までにすべてのアナログ放送は終了します。

問い合わせ

◉総務省地デジコールセンター

☎0570・07・0101（ナビダイヤル）

◉ＩＰ電話など、ナビダイヤルがつながらない場合

☎03・4334・1111

平日　9時～21時

土日祝日　9時～18時

みんなの国民年金

国民年金保険料を納めるのがちょっとムズカシイ…そんなときには保険料免除や猶予制度のご利用を

国民年金保険料の免除制度・若年者納付猶予制度のお知らせ

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。

免除や猶予を受けず、保険料未納のままの状態で障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがありますのでご注意ください。

免除や猶予の種類は次のとおりです。

全額免除制度

申請により、保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る年金額が、全額納めた場合の2分の1として計算されます。

一部免除制度

「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」があります。いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納めた場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

※全額免除も一部免除も、本人、配偶者、世帯主の所得基準が定められており、基準を満たさない場合は免除を受けることができません。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため免除が承認されません。申告をした上で申請ください。

若年者納付猶予制度

保険料の免除は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となります。そのため一定以上の所得のある親（世帯主）と同居している若者は、免除制度を利用することができません。そこで20歳代で保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにする制度があります。この場合、所得の審査は本人と配偶者のみで行います。

猶予された期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◉将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る保険料が少なくなります。このため、これらの期間については10年以内であれば保険料の追納（後払い）ができるようになっています。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◉手続き（申請）について

市民課国保年金係の窓口で申請をしてください。申請に必要な書類は次のとおりです。

▼国民年金手帳または基礎年金番号通知書

▼退職（失業）した人が申請を行うときは、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票など

※平成22年1月1日現在で八女市に住んでいなかった人は平成22年1月1日の住所地での所得証明が必要です。

◉申請は7月から

国民年金の免除などの承認期間は、7月から翌年6月までです。平成22年度の免除申請は7月1日から受け付けます。

※平成21年度（平成21年7月から平成22年6月まで）の免除などの申請は平成22年7月末日までとなっています。申請がまだの人はお急ぎください。

問い合わせ
市民課国保年金係
☎23・1116

年金相談

月に一度久留米年金事務所の職員が出向して年金相談に応じます。年金証書、身分証明書等を持参ください。

◦相談日＝7月21日㈬・8月18日㈬

◦時間＝10時～12時・13時～15時

◦会場＝八女商工会議所

◦問い合わせ＝久留米年金事務所

☎0942・33・6206

おもてなしの心で魅力ある観光地を目指します

茶のくに八女・奥八女

「第回茶のくに自慢もてなし暖議」が黒木地域交流センター「ふじの里」で、5月22日(土)に行われました。コーディネーターに森千鶴子さん（森の新聞社）を迎え、各地区で活躍中の女性7人が集まり、八女にちなんだ8人の女性がそれぞれの思うおもてなしを語り合いました。

最後に一人一人が八女でのおもてなしをひと言で表現。「食」「一期一会」「笑顔」「自然体」「あかり」「歩く」「手づくり」といった活動や体験を通して感じたり、実感したりしたことが言葉として表されたものとなりました。

このキーワードを宣言文にまとめ、6月3日(木)の定例記者会見の場で、三田村市長が暖議の参加者と「八女のおもてなし宣言」を行いました。これから、八女を訪れる人をあたたかい“おもてなしの心”でお迎えし、「また、八女に行きたい」と思われるような魅力ある観光地を目指します。

暖議でキーワードを出す皆さん

暖議に参加した女性と三田村市長で「おもてなし宣言」

茶のくに八女のおもてなし宣言

ちいさな出会い、一期一会を大切にします。

やめ茶と手づくりの食で、おもてなしします。

のんびり歩いて、楽しくなる茶のくにをつくります。

くる人には、自然体で、真心込めて接します。

にっこり笑顔で、みんなの心にあかりをともします。

イベント情報

川の生き物観察会

- 日時＝７月25日(日)　13時～ 15時30分
- 場所＝ほたると石橋の館　集合
- 参加費＝一人２００円

※雨天の場合は室内で行います。ぬれても良い服装で、タオルと水中メガネを持参してください

- 問い合わせ＝ほたると石橋の館（☎５４・２１５０）

星野村で子どもキャンプ

- 期日＝①「水と緑の物語１」８月４日(水)～５日(木)　②「充実の３泊」８月４日(水)～７日(土)　③「入門の２泊」８月８日(日)～１０日(火)　④「水と緑の物語２」８月１１日(水)～１２日(木)　⑤「チャレンジの４泊」８月１１日(水)～１５日(日)
- 会場＝八女市星野村、池の山公園ほか
- 内容＝キャンプ活動全般、集団レクリエーション、異年齢生活体験、グループ活動
- 参加費＝①④7,500円　②22,500円　③17,500円　⑤27,500円
- 対象・定員＝小学１年～中学３年まで　各回25人
- 募集期間＝７月１日から先着順。電話受け付け、インターネット（パソコン・携帯）からも可能です。
- 問い合わせ＝財団法人星のふるさと事務局・土居さん（☎３１・５５８８）

第4回　踊る！ きたやま夏祭り

- 日時＝８月７日(土)　夕方～
- 場所＝北山小学校運動場
- 内容＝竹とうろう、各種ダンス、盆踊り、かき氷早食い競争、お楽しみ抽選会、特設屋台村
- 問い合わせ＝『踊る！きたやま夏祭り』実行委員会事務局（立花支所総務課まちづくり推進係内）☎23・5143

※「寸寸語」とは徳田秋声の随筆より拝借。「ちょっといい話」という意味です。

八女郡長 田中慶介さんと「町村是」と「郡是」

ドエライことを計画

明治二十九年（一八九六）に上妻郡と下妻郡を併せて八女郡となりました。同時に生葉郡だった星野村も八女郡に加わりました。そのころ郡役所も福島町にできまして、初代の郡長さんが赴任されています。翌年の明治三十年、二代目の郡長さんに田中慶介という情熱に富んだ人が転任されてきました。この人は名郡長と言われた人で、その功績は「町是・村是」と「郡是」の作成で名声を博した人です。

「町村是」と「郡是」と言っても聞き馴れぬ用語で今の人たちには何のことか、分らぬことかと思います。町村是とは、その当時の各町村が将来とるべき方針を定めるためにあらゆる調査を行い、その資料を基にして発展計画をまとめたもので、今日ではマスタープランのようなものです。

八女郡長　田中慶介さん

田中郡長さんは着任早々に八女郡内の三十ケ町村に調査と編さんを命じて、明治三十二年三月完成させました。その後引き続き、自ら町村是をまとめ「郡是」の作成に取りかかり郡是三部を編さんしたのです。郡是とはどんなものかと申しますと、次のように序文に述べています。

郡是ナルモノハ何カ為メニシテ作レルヤ其ノ非ナルモノヲ去ツテ是ナルモノヲ取リ之ヲ事業ニ挙テ之ヲ実際ニ行ハン為メニシテ作レルナリ

と主旨を述べています。また田中郡長さんはドエライことを計画して、将来編の中で農業政策として大分県中津江村の水をトンネルによって矢部川の上流に引くという疎水事業を取り上げています（この事業は実際に中津江村と花宗用水組合との間に契約が結ばれていますが、実現はしておりませぬ）。

続いて商業政策では、運輸交通に関して思い切った計画が次のように立案されています（原文のまま）。

黒木町ヨリ福島町ヲ経テ羽犬塚ノ九州鉄道線ヲ越エ大川港ニ達スル間ヲ矢部川ニ発電所設置シテ電力ニテノ鉄道ヲ設ケルコト

発電所ハ豊岡村田本ト川崎村収口ニ設置・二ケ所ノ発電所ハ共ニ二千馬力ノ見込電力ノ余力ハ各地ノ必要ニ応ジ電燈ニ使用スルコト

そのころに予想もつかぬデッカイな計画をしております（この計画は日露戦争前の情勢下で実現ができなかったようです）。

議員、郡民へも厳しい忠告

郡是附録編では郡長さんの所見が厳しく述べられているのが目立ちます。まず最初に町村の議員さんへの所見が次のとおりです。

議員タル人ハ広ク考ヘヲ持チ能ク大勢ニ目ヲ着ケテ往カネバナラン是ガ議員タル本分デアル或ル町ノ如キハ町長ガ議案ヲ出セバ必ズ一割二割ヲ減スルト言フ傾キガアル経費ヲ減スルヲ以テ議員ノ本分ノ如ク思フノハ自治ノ精神ニ合ワヌ人デアル議員タル人ハ能ク大勢ニ眼ヲ着ケナレハナラヌ

なかなか議員さんへの説諭が厳しく述べられています。続いて郡民への忠告がヤカマシク次の様なことです（原文のまま）

近頃山間部ノ方ヨリ鶏蹴会セト言フコトガ大分流行シテ居ル又空相場ト言フコトガ黒木アタリデ流行シテ居ル決シテソノヨウナ風習ニ染マナイヨウニ……昨年丸太銀行ト言フモノガ出来テ大分是ニ加盟シテ損失ヲシタモノガアル。本部デハ矢部・大渕・三河ノ如キハ是カタメニ失敗シテ大ニ疲弊シ借財カ出来テイル

郡長さんの説諭がなかなか厳しく述べられています。こうして見事に完成した郡是の終わりにこれまた変わった一言が付け加えてあります。

コヒネガワクバ之ヲ箱底ニ蔵メテ虫鼠ノ食ト為サシムルコト勿レ

（注訳）せっかく作成した郡是などを活用せず本棚に上げたままにして鼠にかじられるようなことがあってはならぬの意

こうして見事に郡長田中慶介さんが仕上げた八女郡の町村是と郡是は明治三十六年の国内博覧会に出品され好評を博し、国内で注目を浴びています。特に八女郡是は明治天皇に献納されるという光栄に浴しました。

八女郡是で学ぶ

町村是と郡是の育ての親と言われた名郡長さんも明治四十一年十一月に遠賀郡の郡長さんとして転任されました。後任の郡長さんが第二回の町村是と郡是を作成しましたが、大変簡略で気迫にとぼしい物だったようです。余談になりますが、大分県日田の大山町が一村一品運動で有名になりましたが、大山町の農協組合長さんは「八女郡是」で学び一村一品運動は成功したと申されています。

名郡長田中慶介さんが作成した八女郡の町村是と郡是こそ近代史料として貴重なる文献ですが殆ど散逸して僅かに八女図書館と国会図書館や九大経済学部などに所蔵されていると言われています。

聞きなれない町村是とか郡是の固い話になりましたが、これらの文献で平成の市会議員さんたちも勉強されてはいかがでしょうか。今回は名郡長田中慶介さんのお手柄物語でした。次回はどんなお話になるものか。楽しみに待っていてください。

（学びの館　吉村　誠）

7月の横町町家交流館の催し

今里 龍生 回顧展

今里龍生（りゅうせい）（本名・辰雄）の作品として最も知られているのは、八女公園にある『坂本繁二郎先生寿像』でしょう。また、八女市役所本庁正面入口にある平和の像『ハトのささやき』も氏の作品です。

明治40年に生まれ、高塚で育ち彫刻の道を進みますが、油絵も多く描き、八女市内にも多くの作品が残されています。

龍生が通った三河小学校には、「紙漉き・三部作」が講堂に現在でも飾られています。太平洋美術会を主な発表の場とし、平成11年に91歳で亡くなりました。

老婆像

今里龍生を回顧し八女市に残る作品を展示します。

- 期間＝7月2日㈮～8月1日㈰
- 会場＝八女市横町町家交流館（八女市本町94番地）
- お問い合わせ＝同館（☎23・4311）

茶の国おもてなしフェア開催中

道の駅たちばな　夢実館そろり（☎37・1711）

「茶の国 八女 奥八女」 おもてなしの心を大切にした「道の駅たちばな」の贈り物。茶の国の香りとやさしさをどうぞ…自慢の八女茶は500円から。お土産や贈り物に詰め合わせもご用意いたしております。

▼お茶のワイン（1,500円）▼緑茶焼酎“玉露”（1,352円）▼なつかしい八女茶あめ（250円）▼手作りかりんとう（260円）▼八女茶どらやき（250円）▼八女茶もなか（250円）▼八女茶あんぱん（190円）▼八女茶かすてら（1,050円）▼八女茶うどん（420円）※つゆ付き（530円）▼八女茶アイス（270円）▼八女茶のお風呂（500円）▼お香“緑茶の香り”（630円）などなど…

奥八女の安心・安全食材を提供　奥八女ファームオープン

国の緊急雇用創出事業を利用した奥八女地域の安心安全食材（減農薬・有機栽培）を提供するアンテナショップ「奥八女ファーム」がオープンしました。お気軽にお立ち寄りください。

▼おくぼ肉まん▼棚田米▼お茶▼椎茸▼野菜▼手作り豆腐▼手作り菓子などなど…

★ 室岡店（☎22・4411）
★ 土橋店（☎24・0905）
★ 久留米市合川町店（☎0942・72・7444）

キリトリセン

料金受取人払
八女支店承認 102
差出有効期限 平成23年5月30日まで
（切手不用）

郵便はがき
834-8790

〈受取人〉
八女市本町647番地
八女市長 行

8348790　7

ご住所		
(フリガナ) お名前		掲載時（氏名掲載可・匿名希望）
年齢　歳	(性別) 男・女	☎

※紙上匿名を希望する人も、上の欄を必ずご記入ください。
（八女市広報 H22.7）

キリトリセン

ふるさと支援寄附のお礼（敬称略）
◦その他市長が必要と認める特定の事業へ
　中島　功紀（久留米市）
５月末現在累計額＝7,394,867円

電気器具は安全に取り扱いましょう

八女消防本部（☎24・0119）

電気器具の取り扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

◉電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節的に使用する電気器具は、毎年使用前に必ず点検をしましょう。

◉電気器具の正しい使用

本来の用途以外に使用した場合器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

◉電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具を使用するようになりました。このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。

市民の声 voice

皆さんからの写真、イラスト、詩、俳句、身辺雑記、市へのご意見や質問などの投稿をお待ちしています。

平成21年度の「市長へのはがき」等の集計について

平成21年度に皆さんからお寄せいただいた「市長へのはがき」「メール」「ファックス」「市政目安箱」の集計結果をまとめましたので、お知らせします。

お寄せいただいた216件の中で最も多かったのは、道路・河川に関する要望等で33件でした。その他多く寄せられたのが、学校教育14件、ごみ11件、公害10件、人事・職員10件となっています。

皆さんからお寄せいただいたはがき等は受付をしたあと市長まで回覧しています。合併後の新八女市づくりのために、問題点は改善し、建設的な意見については実現に向けて努力してまいります。連絡先が明記されているものについては、市長もしくは担当課より直接ご本人に回答しています。また広報紙面で一部をご紹介させていただいています。

※回答までには1か月ほどかかる場合もありますので、ご了承ください。

●21年度件数　213件
（内訳）▽市長へのはがき153件
▽メール26件
▽ファックス11件
▽市政目安箱23件
●分類状況
（内訳）▽苦情・苦言90件、▽要望88件、▽提言31件、▽お尋ね6件、▽その他1件

平成21年度市長へのはがき集計

	内容等	件数		内容等	件数
総務部関係	消防・防災	1	建設経済部関係	道路・河川	33
	交通安全･安心安全	7		都市計画	5
	人事・職員	10		公園	1
	市税	1		農業	3
	財政・行財政改革	1		商工業	3
市民・福祉部関係	国保・年金	3		上下水道	4
	児童福祉	6	教育部関係	学校教育	14
	障害者福祉	1		文化財	4
	その他の福祉	2		図書館	5
	健康づくり	9		人権・同和	2
新社会部関係	公害	10	議会		2
	ごみ	11	市長公室関係	企画・政策	6
	その他の環境	10		合併	2
	スポーツ	3		広報広聴	7
	社会教育	8	市関連施設等		6
	観光・祭り	9	その他		27
合計					216

◎あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、素朴な疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。はがきやファックスなどを利用して、お寄せください。「市長へのはがき」は紙面で紹介させていただく場合があります。また、市長や担当課などから直接ご本人へ回答もしていますので、住所・氏名・電話番号等の記入をお願いします。

◎八女市総合オンブズパーソン

あなたの申し出により、あなたに代わって市政に対する苦情を簡易迅速に処理し、市の仕事に不備な点や制度に問題があるときは、市の機関に是正や改善を求める意見表明などを行います。

●手続き・問い合わせ＝オンブズパーソン事務局（総務課内 ☎23・1111）

キリトリセン

（八女市広報Ｈ 22. 7）

あなたの声を届けてください！

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。

意見・提案・苦言・提言、どんなことでも結構です。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。

写真やイラスト・絵画・短歌・俳句など、何でも結構です。

●市長室直通ファックスも無料でご利用いただけます。
０１２０・２４・４５５４（フリーダイヤル）
問い合わせ＝市長公室秘書広報係（☎23・1110）

Yamejin ⑲ やめじん…八女で暮らす皆さんを紹介します

被災者はもちろん 周りの人の心のケアを

消防士として住民の安全・安心を守る

大坪 舞子（まいこ）さん（大淵中央）

八女消防本部初の女性消防士の大坪舞子さん。現在は会計課会計係に勤務。火災や救急時には現場へ駆けつけ忙しい日々を送っています。

男性のイメージの強い今の職場を選んだのは、高校・大学そして職場でも先輩になる知人からのすすめ。「女性が初めて職場に入ることで私以上に周りが気を使っていたようです。やめようと思ったこともあります。でも、先輩たちがいつもフォローしてくれ、支えてくれました。これが一番大きいですね」と当時を振り返ります。

平成17年には救急救命士の資格を取得。駆けつける救急のさまざまな現場で、「女性の消防士さんでよかった、うれしいといった言葉を耳にするたびに、消防士としてのやりがいが大きくなっていきました」と話します。

また、八女消防本部音楽隊にも所属。クラリネットを担当し、週2回の訓練に励んでいます。各地域の行事への参加や小学校での演奏会などを通じて、地域の人への防火・防災の啓もうを呼び掛けています。

火災の現場では、逃げ遅れた人はいないかなど確認するといった安全管理に当たることが多い大坪さんは、「被災した人はもちろんですが、周りの家族や友人などの心の不安などをやわらげ、ケアしていくことを常に心がけ、現場では接しています。そういう面は女性の持つ役割の一つでもあると考えています」。これからの目標をたずねると「住民の皆さんに八女消防本部に女性消防士がいてくれてよかったと思ってもらえるよう、災害や救急の現場で頑張っていきたい」と表情を引き締めます。自分の役割を認識し、日々現場で奮闘中です。

「非番の日などは、学生時代など同世代の女性の友人と出掛けたり、話したりしてリフレッシュしています」と話す大坪さん。

7月の図書館だより

7月 図書館の休館日

《本館の休館日》※月曜、最終金曜日
5(月)、12(月)、26(月)
30(金)★は館内整理日のため休館

《上陽、立花、矢部、星野分館の休館日》
※月曜および祝・休日、最終金曜日
5(月)、12(月)、19(祝)、26(月)、30(金)

《黒木分館の休館日》
※火曜および祝・休日、最終金曜日
6(火)、13(火)、19(祝)、20(火)、27(火)、30(金)

八女市立図書館（本館） ☎22・2504
※本館の開館時間＝平日10時～20時
土日祝10時～18時

上陽分館 ☎54・3131　矢部分館 ☎47・2258
黒木分館 ☎42・0400　星野分館 ☎52・3112
立花分館 ☎37・1522
※分館の開館時間＝9時～17時30分

ホームページ　www.library.yame.fukuoka.jp

7月のよみきかせ

絵本や紙芝居など親子でお楽しみください。

♥本館　〈日時〉3日、10日、17日、24日、31日
※いずれも土曜日14時～
〈場所〉おはなしコーナー

♥黒木分館
〈日時〉10日(土)11時～
〈場所〉おはなしコーナー

7月のあかちゃんよみきかせ

0歳～2歳児を対象によみきかせやわらべうたなどをします。

♥本館
〈日時〉21日(水)11時～
〈場所〉おはなしコーナー

♥黒木分館
〈日時〉22日(木)11時～
〈場所〉おはなしコーナー

分館紹介 八女市立図書館 矢部分館

矢部村基幹集落センター内

木の温もりを感じながら

矢部分館は、山々の鮮やかな緑とそばを流れている矢部川のせせらぎに囲まれた矢部村基幹集落センターの中にある図書館です。

木々に囲まれた矢部村の図書館らしく、木のあたたかみが伝わってくる造りになっています。決して大きな図書館ではありませんが、小さなお子さん連れでもゆったりと本が読める畳のスペースや庭を眺めながら読書ができる閲覧席もあります。

4月からは雑誌も入るようになり、八女市内の図書館の本を矢部村まで取り寄せることもできるようになりました。

これからも利用される人にとって、より身近でやすらぐ図書館でありたいと思います。どうぞみなさん気軽に図書館へおいでください。

よみきかせボランティア養成講座 「よみきかせの魅力に出会う」

はじめてよみきかせをされる人、基礎から学んでみたいという人を対象にした講座です。

♥日時＝7月３日(土)・１７日(土) １４時～１５時３０分
♥講師＝梅野智美さん（大谷短期大学）
♥定員＝１５人 ※参加費無料
♥場所＝本館２階研修室

トンネルおはなし会

立花町にこにこグループと黒木町ぐる―ぷジオジオによるおはなし会です。

♥日にち＝８月８日(日)
♥時間＝１０時３０分～
♥場所＝谷川梅林トンネル

なぜ、学ぶのですか

「おじいちゃんやおばあちゃんたちは、どうして、今も字の勉強をしているのですか」

　毎年、立花町の小学校６年生は、３学期になると隣保館を訪れ、学習します。隣保館という聞きなれない言葉の意味や部落差別について話を聞き、今行われている活動の一つに、識字学級があることを知ります。毎日、家や学校で、時には周りからせがまれ、勉強にはげんでいる（させられている）子どもたちであっても、年老いても（最高齢は95歳）なお学び続けるお年寄りの姿に心を動かされ、自分にとって勉強する意味は何かを問い直す場にもなっているようです。

　識字学級とは、何ですか。立花町隣保館初代館長として、１９７０年代からムラ（いわゆる同和地区）にかかわり、現在も識字学級の指導に当たっている島村宣澄さん（白木・浄慈寺住職）に話を伺いました。

小学生の隣保館学習、集団移転の模型に見入る小学生（2010年２月）

奪われた文字を取り戻す

　子どものころは、多くの人が、学校で学びたくても学べませんでした。差別によって、文字を奪われてきたとも言えます。それを取り戻すというのが識字学級の始まりです。字を知らなければ生活ができません。識字学級は、生活そのものに関係した取り組みであり、自分の生活を高め、ふり返る場になってきたと思います。また、ともに学ぶ仲間がいるということも支えになってきたと思います。

　識字学級に通うある人が「文字を知って学校に行った人ほど差別心が強い」と語ったことがあります。今も耳から離れない言葉です。とかく、いろいろな字をおぼえていくことは、試験に合格し、高校や大学など上の学校に行き、時には人を押しのけ、安定した生活ができるようになるためというのが、多いのではないでしょうか。識字学級には、学ぶ原点があるように思います。

体の続く限り学び続ける

　今、学習しているのは、戦争体験の手記の書き写しです。それをもとに自分の体験を重ねていくものです。皆さんは、字はとても上手だし、漢字などもくわしいです。

　では、皆さんになぜ学ぶのですか、とたずねても答えは返ってこないと思います。学び続けることが、生活の一部になっていると思うからです。体の続く限り学び続け、自分を高めていきたいというお思いが伝わってきます。そこに自分自身も突き動かされるものを感じます。

■人権セミナー・やめ２０１０（第２回講座　同和問題）
- 日時＝７月23日㈮19時30分～
- 会場＝八女文化会館ホール※社会福祉会館より変更になっています。
- テーマ＝いのちと仕事～いのちをいただきます～
- 講師＝熊本市食肉センター　解体技術員　坂本義喜さん

■巡回人権セミナー・やめ２０１０（第２回講座　同和問題）
- 日時＝７月22日㈭19時30分～
- 会場＝八女市立花隣保館
- 講師＝あすなろ解放学級　野上早苗さん

先生が「持ってきたか」と言うと「忘れた」と言って……

〈休憩時間の語らい〉中川エキノさん（85歳）の話

　そりゃあ、生活環境はよくなりましたよ。でも前のほうが、人と人とのつながりはとてもよかったと思いますよ。隣人愛というものにあふれていました。昔は、貧乏はしていましたが、人間的な心の貧乏はなかったですよ。今のように、医療保護などがなかった時代です。親からは、「勉強はどげんでんよか、病気をせんことが一番の親孝行」とよく言われたものでした。

　小学校に行くとき、つらかったことが二つありました。一つは、どこの家でもそうですが、妹や弟が何人もいましたので、学校にお金を持っていく時は、親はそちらに持たせてやるのが先で、先生が「持ってきたか」と言うと、「忘れた」と言って……。なんが忘るるもんですか。担任の先生が変わると、家庭調べがあります。親の仕事は、日雇いでした。それを、親が、のぎへんに家（稼）と書いていました。「こりゃ何、どげんか仕事か」と先生から聞かれるのが一番つらかったですね。

島村さんと中川エキノさん（識字学級の様子）

星野小学校

八女市星野村12059番地1（☎52・2013）

◎学校教育目標

「自ら学ぶ力と豊かな心をもち、たくましく生きる星野の子どもの育成」

★めざす学校像

星野小学校では、「一人一人が自分の考えを持ち、進んで伝え合う子ども」を目指して、

★生き生きと活動する学校

★一人一人が大切にされ、共に学ぶ学校

★地域の環境や教育力をいかす学校

を掲げています。

「進んで伝え合う子どもの育成」

星野小では、相手の考えを聞き、自分の考えを筋道立てて意欲的に伝える力の育成ができるように、様々な学習場面で取り組んでいます。また、児童の生活実態調査から、家庭学習時間が少ないことが分かり、PTAとの共通実践事項に「低学年20分、中学年45分、高学年60分の家庭学習」を掲げ、親子で取り組んでいます。

★学校自慢

星野小学校では、ふるさと星野を愛する心豊かな児童の育成に努めるために、地域の「文化・人材・自然」との交流をいかした活動を行っています。

地域の伝統文化を引き継ぐ「星野太鼓」は、3年生～6年生の総合的な学習の時間に地域の人から指導を仰ぎ、イベント等で披露しています。

「食育の充実」では、5月に全校でお茶摘み、5年生が田植え、10月に稲刈りなどの食料生産体験を行います。また、年間に2回「お弁当の日」を行うことで、食事への豊かな感性を育てる取り組みを行っています。

また、福岡県内から山村留学を希望して、毎年10人程度が「星の自然の家」で共同生活をしながら、星野小学校に通学しています。

これらの取り組みにより、地域をよく知り、愛着や誇りを持ち、自分への自信を持ち、たくましく生きてもらいたいと考えています。

・校長　秋山正司　・職員数　18人　・学級数　7学級　・児童数　149人

7月は「同和問題啓発強調月間」「社会を明るくする運動月間」です

同和問題啓発強調月間

福岡県では、県・市町村が一斉に同和問題の早期解決を目指し、7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて啓発事業に取り組んでいます。八女市では、同和問題をはじめ様々な人権問題を一人一人の課題とし、早期解決を図るため、市民の集い（折込チラシにて配布）や街頭啓発を行います。

第60回社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担う立場にあります。

犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

近年、社会の規範意識の希薄化とともに、地域社会の連帯機能の低下が指摘されています。このような中で、犯罪や非行を防止し、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するには、多くの人々の理解と協力、関係機関・団体の組織を超えた連携が不可欠です。

啓発活動のご案内

八女市と八女保護区保護司会八女支部では関係機関と連携し、次の啓発活動を実施します。皆さんの参加をお待ちしています。

♥街頭啓発活動

・日時・場所＝
《7／1㈭》▽11時～道の駅たちばな
《7／8㈭》▽8時～矢部支所前・星野支所前▽17時～ゆめタウン八女店、Aコープ黒木店、上陽支所前ほか

・活動参加者＝人権擁護委員、保護司、市長ほか市関係者、市議会代表、国・県行政機関など

・内容＝チラシ、ティッシュ等の配布

♥筑後地区弁論大会

・日時＝7月25日㈰13時～

・会場＝うきは市公民館ホール

工事契約の状況をお知らせします

八女市では公共工事を発注する場合、公平性と透明性を確保するため競争入札を行っています。
平成21年10月から平成22年3月までの契約状況についてお知らせします。

（消費税込）

契　　約　　名	請　負　業　者	当初契約額	契約年月日
交流センター１（高次都市施設）建設に伴う市町村会館解体工事	八媛建設総業㈱	50,715,000	10月13日
市道岡山６７号線道路維持（舗装）工事	㈲石橋工業	2,047,500	10月13日
市道上妻18号線道路維持（舗装）工事	東和建設㈱	1,522,500	10月13日
市道本忠見線道路維持（舗装）工事	㈱石橋組	3,549,000	10月13日
普通河川久来町川筋河川維持工事	㈱室園建設	4,305,000	10月13日
普通河川馬場川筋河川維持工事	㈲甲斐田組	2,940,000	10月13日
普通河川宮原川筋河川維持工事	中野土木	3,255,000	10月13日
普通河川水洗川筋河川維持工事	㈲江田建設	3,097,500	10月13日
市道福島５９号線道路維持（舗装）工事	東和建設㈱	1,417,500	10月16日
長野地区かんがい施設整備工事	㈲橋山建設工業	2,152,500	10月16日
普通河川高良田川筋河川維持工事	中野土木	1,386,000	10月16日
市道長峰８３号線道路維持工事	橋村建設工業㈲	1,249,500	10月16日
交流センター２（既存建造物活用）建築主体工事	樋口・中嶋特定建設工事共同企業体	134,190,000	10月22日
交流センター２（既存建造物活用）機械設備工事	㈱九電工 八女営業所	29,820,000	10月22日
交流センター２（既存建造物活用）電気設備工事	牧野電気工事㈱	34,860,000	10月22日
市道川崎７７号線道路改良工事	㈲橋山建設工業	2,625,000	10月28日
市道吉田岩崎蒲原線道路維持工事	橋村建設工業㈲	2,100,000	10月28日
八女市役所南庁舎空調設備改修工事	㈲松門電設	50,400,000	11月2日
八女市役所駐車場舗装工事	下川建設㈱	10,605,000	11月2日
簡易水道配水管布設替工事	㈲井上組	13,440,000	11月2日
八女市役所南庁舎給湯室給水管新設工事	吉田ボーリング工業	3,927,000	11月2日
普通河川入道町川筋河川改良工事	大石組	7,350,000	11月16日
普通河川鹿子島川筋河川維持工事	中嶋土建	2,625,000	11月16日
八女市健康増進施設浴室排水溝改修工事	橋村建設工業㈲	3,570,000	11月16日
農村環境整備事業吉田地区農道舗装工事	橋村建設工業㈲	4,777,500	11月16日
農村環境整備事業納楚地区農道舗装工事	㈲三晃重機建設	3,874,500	11月16日
農村環境整備事業西田地区農道舗装工事	中野土木	3,255,000	11月16日
農村環境整備事業黒土地区農道舗装工事	牛島興建㈱	2,625,000	11月16日
市営住宅榎町団地　下水道設備切替工事	㈲鹿野電気商会	4,095,000	11月20日
農村環境整備事業矢原地区農道舗装工事	三洋道路㈱	5,722,500	11月20日
春の山運動公園駐車場舗装工事	㈲上陽建設	14,647,500	11月20日
八女市役所浄化槽撤去工事	㈲桐明建設工業	7,665,000	11月20日
立花町庁舎議会棟改修電気設備工事	㈱山口電設	19,740,000	11月20日
立花町庁舎議会棟改修建築工事	㈱イノウエハウジング	20,475,000	11月20日
土橋商店街路地改修整備工事	㈲石橋工業	11,497,500	11月20日
八女市立北川内小学校屋内運動場解体工事	大坪建設㈱	13,597,500	12月4日
八女市立西中学校理科室・家庭科室改修工事	平成建設㈱	7,560,000	12月4日
市道長峰110号線道路維持（舗装）工事	東和建設㈱	1,596,000	12月4日
市道長峰114号線道路維持（舗装）工事	牛島興建㈱	2,625,000	12月4日
市道岩崎吉田南北線道路維持工事	㈲岩部	1,575,000	12月4日
普通河川犬馬場川筋河川改良工事	中野土木	3,570,000	12月4日
北平塚地区かんがい施設整備工事	進栄工業㈱	4,200,000	12月4日
査定第119号１級市道上横山東西線公共土木施設道路災害復旧工事	㈲井上工務店	1,911,000	12月4日
査定第120号2級市道鷹取杠葉線公共土木施設道路災害復旧工事	㈲上陽建設	2,016,000	12月4日
査定第43-3号鹿子島地区農地（畑）災害復旧工事	大坪建設㈱	3,990,000	12月7日
査定第43-4号三助山②地区農地（畑）災害復旧工事	㈲三晃重機建設	1,995,000	12月7日
査定第43-5号岩井川内地区農地（田）災害復旧工事	㈲岩部	1,365,000	12月7日
査定第43-102号清王地区農業用施設（水路）災害復旧工事	中嶋土建	1,837,500	12月7日
査定第48-5号向野地区農地（畑）災害復旧工事	㈲上陽建設	2,887,500	12月7日
査定第48-6号馬場地区農地（田）災害復旧工事	㈲井上工務店	2,226,000	12月7日
査定第48-7号東久保地区農地（畑）災害復旧工事	オオキタ建設㈱	1,386,000	12月7日
査定第48-8号東向①地区農地（畑）災害復旧工事	㈱大藪建設	4,126,500	12月7日
査定第48-12号村下地区農地（田）災害復旧工事	大坪建築㈱	2,079,000	12月7日
査定第48-14号柳坂地区農地（田）災害復旧工事	清香設備工業㈱	1,806,000	12月7日
査定第48-102号川原谷地区農業用施設（道路）災害復旧工事	㈱木下組	2,310,000	12月7日
査定第48-104号白仁田地区農業用施設（道路）災害復旧工事	大石組	2,520,000	12月7日
査定第48-106号上藤木地区農業用施設（道路）災害復旧工事	成央建設㈱	1,890,000	12月7日

査定第116号その他市道岡山203号線⑵公共土木施設災害復旧工事	牛島興建㈱	5,880,000	12月9日
査定第118号その他市道桑川内耳納山線公共土木施設道路災害復旧工事	成央建設㈱	9,870,000	12月9日
査定第303号その他市道忠見95号線公共土木施設道路災害復旧工事	㈱共和テック	11,182,500	12月9日
査定第304号その他市道首ノ塔線公共土木施設道路災害復旧工事	㈲井上組	6,510,000	12月9日
査定第15号普通河川鈍土羅川公共土木施設河川災害復旧工事	㈱中島組	2,604,000	12月9日
査定第19号普通河川井手口川公共土木施設河川災害復旧工事	㈲三晃重機建設	1,354,500	12月9日
査定第21号その他市道木浦草野Ⅱ線⑴公共土木施設道路災害復旧工事	㈲井上工務店	1,396,500	12月9日
査定第105号普通河川小田川公共土木施設河川災害復旧工事	㈱ホクショウ	2,257,500	12月9日
査定第107号普通河川牟田川⑵公共土木施設河川災害復旧工事	㈲三晃重機建設	1,480,500	12月9日
査定第108号普通河川豊福川⑵公共土木施設河川災害復旧工事	㈲美土里測量建設	1,417,500	12月9日
査定第109号普通河川下横山川公共土木施設河川災害復旧工事	大坪建築㈱	2,152,500	12月9日
査定第110号普通河川広川公共土木施設河川災害復旧工事	㈲井上組	2,908,500	12月9日
査定第111号普通河川飯塚川公共土木施設河川災害復旧工事	㈲上陽建設	1,942,500	12月9日
査定第113号準用河川打越川公共土木施設河川災害復旧工事	豊建設㈲	1,942,500	12月9日
市道宮野馬場線道路維持（舗装）工事	㈲甲斐田組	3,097,500	12月21日
大島地区農道舗装工事	斉藤造園	1,627,500	12月21日
市道福島８号線道路維持工事	清香設備工業㈱	1,417,500	12月21日
市道矢原町紺屋町線道路維持工事	㈱中島組	3,937,500	12月21日
普通河川局田川河川維持工事	㈱大岡組　八女営業所	1,281,000	12月21日
準用河川十三歩川河川維持工事	㈱ホクショウ	1,680,000	12月21日
普通河川山崎川筋河川維持工事	㈲美土里測量建設	2,205,000	12月21日
市道三河39号線道路改良工事	諸冨造園	2,467,500	12月21日
忠見地区かんがい排水工事	㈲美土里測量建設	2,205,000	12月21日
酒井田地区かんがい施設整備工事	㈱乗富鉄工所	4,200,000	1月5日
市道八幡81号線道路維持工事	中野土木	2,520,000	1月5日
市道八幡65号線道路維持工事	㈲岩部	2,205,000	1月5日
市道上横山東西線道路維持工事	㈲井上工務店	2,835,000	1月5日
市道岡山87号線道路維持工事	豊建設㈲	3,360,000	1月5日
普通河川油留島川筋河川維持工事	㈲桐明建設工業	3,780,000	1月5日
市道平田津江線道路改良工事	㈲橋山建設工業	3,717,000	1月5日
市道新庄宮島線道路改良工事	諸冨造園	3,412,500	1月5日
八女市道交通安全施設（カーブミラー・ガードレイル・ガードレール・区画線）等整備工事	川口ガス住設	4,116,000	1月5日
八女市ホタルと石橋の里公園遊歩道設置工事	㈲上陽建設	4,725,000	1月5日
八女市立山球場整備工事	㈱九州体育施設	2,980,950	1月7日
市道高塚本町線（１工区）道路改良工事	㈱石橋組	14,700,000	1月7日
市道高塚本町線（２工区）道路改良工事	㈱木下組	7,539,000	1月7日
市道納楚宅間田線道路改良工事	牛島興建㈱	6,825,000	1月7日
市道上妻７号線道路改良工事	㈲三晃重機建設	5,964,000	1月7日
土橋商店街トイレ改修整備工事	オオキタ建設㈱	8,190,000	1月7日
八女市岡山球場整備工事	大坪建設㈱	34,020,000	1月26日
交流センター１（高次都市施設）建設工事	三井住友・イノウエ・馬場特定建設工事共同企業体	1,533,000,000	3月15日

競争入札参加資格登録申請（工事・委託・物品）を受け付けます。

平成22年度八女市競争入札参加資格登録をされていない市内業者の人で、登録を希望される人は、申請受付を行います。

▽登録有効期間＝平成22年10月1日〜平成23年9月30日
▽対象＝八女市内業者
▽受付期間＝7月15日㈭〜7月30日㈮
※土・日・祝日を除く
▽申請要領および様式＝ホームページに掲載

小規模工事等登録制度申請を受け付けます。

市が発注する100万円未満の工事や修繕等の受注・施工を希望する業者の人を対象に、登録申請を受け付けます。

▽登録有効期間＝平成22年10月1日〜平成23年9月30日
▽対象＝市内業者（支店・営業所は除く）
※競争入札参加資格に登録している人を除く
▽受付期間＝8月17日㈫〜8月31日㈫
※土・日・祝日を除く
▽申請様式＝本庁総務課契約係、黒木総合支所および各支所にて7月20日㈫から配布（無料）

競争入札参加資格登録をされている市内業者の人は、中間年の資格審査を行います。

▽審査期間＝7月1日㈭〜7月30日㈮
※土・日・祝日を除く
▽審査に必要な書類
①経営事項審査結果通知書の写し（工事のみ）（平成22年7月1日現在有効なもの）
②国・都道府県・市税および税外徴収金について滞納のない証明

・問い合わせ＝八女市役所総務課契約係（☎23・1111）

新八女市を探検！

的に狙いを定めて弓矢を飛ばします

６月５日(土)に夢☆たちばな自然体験塾（立花町内小学校１～６年生74人・全５回）が行われました。まず星野村の「茶の文化館」で伝統本玉露しずく茶を堪能し、平和の広場ではネイチャーゲームで自然とふれあう体験。岩戸山古墳では資料館や古墳の見学、古代体験など歴史にふれ、新しい八女市の一部を知ることができました。

この日は立花中学校の７人がボランティアで初めて参加。懸命のサポートで安全に活動することができました。今後もボランティアは随時募集。子どもたちがいろいろな世代の人とかかわりあいながら成長してくれることを望んでいます。

市内の少年野球チームがＷ出場

光友ヴィクトリー

長峰クラブ

小学生の甲子園とも言われる高円宮賜杯第30回全日本学童軟式野球大会。この福岡県大会に、北筑後大会で優勝の光友ヴィクトリーと３位の長峰クラブが出場しました。残念ながら両チームとも予選敗退となりましたが、全力プレーを見せてくれました。

なお、光友ヴィクトリーは８月に行われる第22回しまなみ学童軟式野球大会に出場します。

父の日に牛乳を贈ろう

牛乳も乳製品も肉も安心です

６月20日は父の日。「父の日に牛乳（ちち）を贈ろう」キャンペーンのために６月11日(金)、ふくおか県酪農青年女性会議筑後地区代表の角寿美さん（蒲原）と栗山里美さん（黒木町本分）が市長を訪問し、牛乳を贈呈しました。今年は家畜伝染病口蹄疫の広がりが心配されるなか、キャンペーンも自粛しようかとの話になったそうです。しかし、「こういう時だからこそ、牛乳も乳製品も肉も安全だということをピーアールしたい」と、今回の訪問となりました。

三田村市長は「口蹄疫を防ぐために市でも全力をあげて取り組みます。酪農家の皆さんたちも頑張って」と激励しました。

梅雨期の水害に備えて

西八女支部水防訓練に消防団員約２００人が参加

県消防協会西八女支部（八女市消防団・八女市立花消防団・広川町消防団）の水防訓練が、６月６日(日)に広川町で行われました。

この訓練は、梅雨期の大雨や水害に対して被害を最小限に抑えるための水防工法を学び、災害に備えるために行われるものです。河川のはんらんや越水を防ぐ「改良積み土のう工法」、堤防の透水を防ぐ「シート張り工法」、漏水等から堤防の崩壊を防ぐ「釜段工法」などの水防工法40種の中から、基本となる３工法の訓練を行いました。

参加者は、実戦さながら、正確かつ短時間に作業を進めるよう、きびきびと訓練に取り組みました。

土のうに砂を詰めていきます

八女茶を飲んでゴールを量産

松延利博会長から贈られました

八女茶振興会から６月14日(月)、八女市出身のＪリーガー高橋大輔選手と高橋祐太郎選手兄弟に八女茶が贈られました。

二人には、特産品である八女茶のピーアールはもちろん、八女茶サポーターとゴールの量産をお願いしました。大輔選手はセレッソ大阪、祐太郎選手はヴィッセル神戸と関西のＪリーグ１部のチームに所属。市出身で厳しいプロの世界で頑張っている二人への熱い声援をお願いします。

重機を使い流木を除去していきます

梅雨を前に

毎年、梅雨時期の矢部川源流では、釈迦岳等の山々から大量の雨水が流れ出ます。増水した河川では、蓄積した流木等が一斉に流れだし、河川をせき止め周辺の家屋や橋などに大きな危険をもたらします。そこで昇盛会（栗原吉平会長他32人・八女市矢部消防団幹部などで組織した団体）では、5月30日(日)に流木の除去を行いました。

昨年から蓄積した流木は、河川に折り重なるようにして流れをふせいでいます。メンバーは林業に精通したものが多く、1本、1本機械を使いトラックに積み込み除去していきます。また、河川浄化作用を高めるため（葦の再生）に、河川に繁茂した葦の刈り取り作業も行いました。昇盛会の皆さんは、「今後も地域の安心安全のためにボランティア活動を行っていきたい」と話しました。

ジャガイモ掘りを体験したよ

黒木西小学校の1・2年生49人は6月8日(火)、学校近くの畑でジャガイモ掘り体験をしました。これはJAふくおか八女ぶどう部会東部地区部会青年部（西尾直記部長ほか30人）の好意により、ブドウ畑の一部にジャガイモを植えていたのを収穫したものです。土の中から次々と出てくるジャガイモに、子どもたちは歓声を上げていました。お土産のジャガイモを手に「今夜はカレーライス」「コロッケを作ってもらう」とうれしそうでした。

大収穫にみんな大喜び

八女市立花少年消防クラブ大会を行いました

6月5日(土)、八女市立花体育館で、平成22年度の八女市立花少年消防クラブ大会が行われました。少年消防クラブは、立花地区内の小学5・6年生を対象に、防火に関する知識と技術を身につけるとともに、防火意識の高揚と団体社会を通じて規律ある態度を身につけ、健全な心身を作ることを目的としています。

本年度のクラブ員は58人で、昨年の37人から大きく数を伸ばし、子どもたちの防災意識の高さをうかがわせるものとなりました。大会では、放水体験やロープの扱い方などの訓練が行われ、子どもたちは悪戦苦闘しながらも熱心に活動に取り組みました。

放水体験をするクラブ員

女性ネットワークやめ主催シンポジウム　議員と語る「男女がともに参画するまちづくり」

世界で57番目 日本女性の登用率と所得等（JEM）

「人間開発報告書2009」国連開発計画より

パネリストに、丸山美智子さん・三角まゆみさん・大坪久美子さん・近藤雅幸さんと4人の市議会議員を迎え、コーディネーターを代表の野崎通世さんが務めたシンポジウムは、3人の女性議員、そして男性は一番若い議員の方でなにやら華やかなムードで開始しました。

女性議員の方々は政治・経済は勿論のこと、女性は福祉の分野に力を発揮する、もし男性議員ばかりの議会と、女性が3人いる議会を比較すると、政策決定に影響がある、女性が1人でも多く意思決定の場に進出し、政策決定・環境整備の制度づくりをして市民に貢献したいと力説されました。

また、自分の体験から、仕事と育児の両立について、第1子が生まれた女性の7割が退職すると言う現状に歯止めをかけ、女性のM字型の就労形態を改善しなければと言う意見でした。

近藤議員は、男性も東京都の区長のように、最近は育児休業を取るようになったとは言え、なかなか取りづらいのではないか。男女共同参画推進にはあらゆる面で、教育の力が必要など根本的な施策の指摘がありました。（育児休業は世界のトップでは、数年前ブレア首相が取りました！）

また、世界の中で日本は、HDI（国民所得・教育水準・平均寿命など）は10位をしめるのに、JEM（女性の社会的・政治的・経済的な意思決定の場：管理職）にしめる割合が、57位と男女不平等が目立ち、他国にも不思議がられ指摘されていますが、このことは、女性議員から、現在110か国が実施しているクオーター制の導入が必要との意見がありました。

むずかしい話題をコーディネーターの進行で和やかな雰囲気の中で話し合え、参加者の方々から楽しく勉強させてもらった、また聞きたいとのリクエストがありました。

もよおし

岩崎の子ども川まつり

五穀豊穣、水難厄除けを祈願する祭りで、百年以上の歴史があります。祭りの準備などすべて子どもたちの手で行われ、当日は飾り竹の奉納があります。（市指定無形民俗文化財）

- 日時＝7月10日(土)9時〜
- 会場＝宇佐八幡宮（岩崎）
- 問い合わせ＝文化課（☎23・1982）

共生の森　七夕まつり

- 日時＝8月1日(日)10時〜13時
- 場所＝共生の森
- 内容＝▽竹の遊び（竹とんぼ・水鉄砲等）、紙の遊び（折り紙や新聞紙等）▽バザー（じゃがいもまんじゅう・かき氷等）▽1年生の七夕揮毫（要申込・先着50人 有料）
- 問い合わせ＝同所（☎22・2257）※家畜伝染病「口蹄疫」の発生状況によっては、やむを得ず中止する場合があります。

早朝黒木ウオーク

- 日時＝7月11日(日)、八女伝統工芸館に7時集合、乗り合わせで黒木開発センターへ移動
- コース＝開発センターから城山折り返し（往復約7キロ）
- 参加費＝会員以外は100円（保険料）
- 問い合わせ＝世話人代表鶴さん（☎090・3326・3133）

教室・講座

うつの家族教室

うつの予防と対応には、周囲の人たちの理解と支援が欠かせません。皆さんと話しながら一緒に考えてみませんか。要申込

- 日時＝7月26日(月)14時〜15時30分
- 会場＝南筑後保健福祉環境事務所分庁舎（八女総合庁舎）
- 申し込み・問い合わせ＝同環境事務所（☎0944・72・2176）

人物歴史講座「龍馬」

西公民館寿学級公開講座。激動の幕末において波乱の生涯を送った龍馬。先達の生き方を通して私たちが人生の教訓として学ぶべきことは……。話題の龍馬を、語りとその人柄が大人気の今長谷さんが語ります。無料

- 日時＝7月23日(金)10時〜11時30分
- 場所＝八女市西公民館
- 語り手＝今長谷照子さん（元篠栗町図書館副館長）
- 対象者＝西公民館寿学級受講生および一般募集（定員30人）
- 申込期間＝7月5日(月)〜16日(金)の平日9時〜17時※先着順
- 申し込み・問い合わせ＝西公民館（☎24・5272）

小学生水泳教室

インストラクターがやさしくていねいに指導する短期水泳教室です。

- 期日＝7月27日(火)28日(水)29日(木)30日(金)、8月3日(火)4日(水)5日(木)（計7日間）
- 会場＝八女市民プール（べんがら村）
- 時間＝16時30分〜19時
- 参加費＝1500円（スポーツ傷害保険代含む）
- 申し込み＝7月11日(日)総合体育館で14時から受付。先着60人
- 問い合わせ＝総合体育館（☎24・1230）

レクリエーションを楽しもう

気楽に楽しめるスポーツ教室。室内用運動靴をお持ちください。

- 種目＝ファミリーバドミントン、ソフトバレーボール、ドッチビーなど
- 日時＝7月17日(土)・31日(土)20時〜※参加無料
- 会場・問い合わせ＝総合体育館（☎24・1230）

陶芸教室

- 会場＝八女市勤労青少年ホーム（総合体育館北隣）1F会議室
- 期日＝7月31日(土)、8月1日(日)9時〜12時
- 参加費＝1500円〜
- 申込期間＝7月1日(木)〜（先着各日15人ずつ）
- 申し込み・問い合わせ＝総合体育館（☎24・1230）

卓球講習会＆夏季卓球大会

TOガーデン、講師大久保武司氏による初心者卓球講座（基本編）が行われます。午後から卓球大会もあります。

- 期日＝8月1日(日)9時〜

国保

国民健康保険加入者で、認定証などをすでにお持ちの人

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日。更新の手続きが必要です。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

案内通知を送りますので、更新の手続きをしてください。(※この認定証は入院するときだけ必要になります。入院の際提示することにより、自己負担の限度額までの請求になります)

- 期間＝7月20日(火)〜30日(金)
- 場所＝市民課国保年金係または各支所の国保窓口
- 持ってくるもの

《70歳未満の人》①国民健康保険証 ②限度額適用認定証 ③限度額適用・標準負担額減額認定証 ④認め印

《70歳以上75歳未満の人》①国民健康保険証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証 ③認め印

重度障害者医療証をお持ちの人で住民税非課税の世帯に属する人は、医療機関で認定証を提示すると、入院の場合に自己負担日額500円が300円に減額されます。

★上記認定証をお持ちでなく、今後入院予定のある人は、事前に国保年金係までご相談ください。

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

国民健康保険加入者で、70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度加入者は除く）は、7月31日で上記受給者証の有効期限が切れます。7月中に新しい受給者証を送付します。期限の切れた受給者証は回収しませんので、各自で処分してください。

※7月2日〜8月1日の間に70歳になる人には、交付式でお渡ししますので、後日通知します。

◉ 問い合わせ＝市民課国保年金係（☎23・1116）
黒木総合支所 市民生活課 国保年金係（☎42・1463）

・会場＝総合体育館２階球技場
・対象者＝八女地区卓球愛好者
・参加費＝千円
・申し込み＝７月22日(木)までに大会事務局仁田原晴子さん（〒８３４－１２１３黒木町本分１２３５の１）または八女市総合体育館に郵送か直接お申し込みください
・問い合わせ＝▽事務局仁田原さん（☎４２・３１７４）▽総合体育館内ＳＯＵＴＨクラブ（☎２４・１３４０）

ハングル自主講座（初級者教室）

・日時＝毎週水曜日19時30分～21時
・場所＝八女市地域交流センター（旧中央公民館）
・受講料＝月３千円
・申し込み・問い合わせ＝中島さん（☎２２・７２８６）

パソコン要約筆記１日体験

八女要約筆記の会「あかり」では、聴覚しょうがい者への情報保障の活動を行っています。パソコン要約筆記とは、耳から聞こえる情報を、パソコンを使って聞こえない人に文字で伝える方法です。ノートパソコンと昼食をご持参ください。参加費無料。
・日時＝８月８日(日)10時～15時
・会場＝社会福祉協議会３階
・申し込み締め切り＝７月24日(土)
・申し込み・問い合わせ＝社会福祉協議会（☎２３・０２９４）

和紙の手提げバッグ作り

手すきの染め紙を加工し水にも強くした和紙を使って、手提げバッグを作ります。
・日時＝７月９日(金)～11日(日)の３日間〈午前の部〉９時30分～11時30分〈午後の部〉14時～16時
・定員＝３日とも午前・午後の部各５人まで
・場所＝八女伝統工芸館
参加費＝３５００円（材料費込）
・申し込み・問い合わせ＝同館（☎２２・３１３１）

就業支援講習会

福岡県母子家庭等就業・自立支援センター（県母子寡婦福祉会）では、母子家庭の母または寡婦を対象に講習を行います。いずれも場所は春日クローバープラザ。託児あり（就学前の子）
▽医療事務２級メディカルクラーク講習会（定員20人）
受講料無料（テキスト代約２万円、検定料自己負担）
・期日＝８月24日(火)～９月16日(木)のうち平日昼間11日間
・締め切り＝８月４日(水)（春日クローバープラザ必着）
▽ホームヘルパー２級課程養成講座（定員20人）
受講料無料（テキスト代約５千４００円、健康診断実費負担）
・期日＝９月５日(日)～11月26日(金)のうち土・日曜日昼間13日間
・締め切り＝８月18日(水)（春日クローバープラザ必着）
・申し込み・問い合わせ＝母子家庭等就業・自立支援センター（☎０９２・５８４・３９３１）
※申込書は子育て支援課子育て支援係にも準備しています。（☎２３・１３５１）

男ノ子焼の里で陶芸体験をしてみませんか？

・体験コース　１回 2,000 円（１キロの粘土代込）
木～日曜日の随時
・教室コース　月 3,000 円（基本３か月間・６回）

	第１月	第２月	第３月
１回目	・陶芸の基本講座 ・土ねりの練習 ・湯呑作り	タタラ作り ・まな板皿作り 花瓶、マグカップ等作り	紐作り ・抹茶茶碗作り ・徳利作り
２回目	手びねり ・人形作り 皿、ぐい呑み等作り	紐作り ・一輪差し作り ・小鉢、花生け作り	・練り込み粘土作り ・皿作り ・箸置き作り

・問い合わせ＝男ノ子焼の里（野田さん）☎ 22・5432
※毎週木～日曜日 10 時～ 16 時

農作物や家庭菜園の適期管理の徹底をお願いします

八女市では、イチゴ、菊、茶、冬春なす、冬春トマトなどの多くの農産物が栽培され、県内でも有数の園芸産地となっています。しかし、近年ウイルス病による被害が多く、生産農家をはじめ多くの関係者が頭を痛めています。被害が大きい農家では、ハウス内の作物が壊滅的となり、出荷すらできない状況となっています。このウイルスは、スリップス等の虫を媒介に被害が拡大しますので、虫の発生する環境を作らないことが最大の防除となります。収穫時期を過ぎた農産物や雑草に潜んでいることが多く、農産物の適期管理や除草作業が効果の高い対策となります。家庭菜園や栽培ほ場の適期徹底管理により、未然にウイルスの被害を防ぐ管理作業をお願いします。

《管理のポイント》
1 収穫の終わった野菜などの茎や葉や見ごろの過ぎた花は、早期に除去する
2 野菜などを植えていない時でも、定期的な除草作業を行う
3 畑や水田の畦や水路の法面の定期的な除草作業を行う

現在、電照菊のハウス内でウイルス性の病気（えそ病）が発生しています。生産農家の努力だけでは、被害は防げません。地域全体で環境保全に努めることが被害防止となります。多くの皆様のご理解ご協力をお願いします。
◉問い合わせ＝農業振興課農産園芸係（☎23・1118）

今年度のイベントは中止となりました

お神輿と花火大会で例年大にぎわいの「上陽町祇園祭」ですが今年は家畜伝染病「口蹄疫」が猛威を振るっている状況なので、残念ですが中止します。来年は盛大に実施いたしますのでご了承いただきますよう、よろしくお願いします。
・祇園祭実行委員会（八女市商工会上陽支所）☎５４・２８５１

例年７月22日20時から素盞嗚神社前矢部川河畔で実施している「黒木納涼花火大会」は、口蹄疫の影響により今年度は中止します。ご了承いただきますよう、よろしくお願いします。
・黒木納涼花火大会実行委員会（八女市商工会内）☎４２・０１５３（地域振興課）

〈おわびと訂正〉
６月１日号でお知らせしていました市内の上水道指定工事業者の中で、次の記載もれがありました。おわびして訂正します。
・業者名＝持丸建設工業㈱
・所在地＝八女市立花町北山
・電話番号＝２３・４５３８
（上下水道局上水道工務係）

募集

八女市総合計画審議会委員

第４次八女市総合計画に市民の幅広い意見や要望を取り入れるため、審議会委員を募集します。
- 職務＝同計画に関する調査・審議
- 任期＝委嘱を受けた日から答申の日まで（９月から11月の間に３～４回程度の審議会を予定）
- 資格＝平成22年４月１日現在で20歳以上の市民。※本市における他の審議会や協議会などの附属機関の委員として就任している人（予定の人）を除く。
- 報酬＝あり
- 公募人数＝若干名
- 選考＝１次（書類審査）、２次（面接審査）
- 公募期間＝７月１日(木)～26日(月)

※郵送の場合は７月26日(月)必着。
- 申し込み・問い合わせ＝市長公室企画政策係（☎２３・１１１０）

※募集要項・応募用紙は八女市公式ホームページからもダウンロードできます。

ぐる～っと八女探検隊

合併で県内２番目の面積となった八女市を２泊３日で巡り、自然や文化・歴史・観光資源を再発見するツアーを行います。
- 期日＝８月25日(水)～27日(金)
- コース＝※予定〈１日目〉八女～上陽～星野（池の山キャンプ場宿泊）〈２日目〉星野～立花～黒木～矢部（秘境杣の里渓流公園ソマリアンハウス宿泊）〈３日目〉矢部～八女
- 対象＝市内在住の小学６年生
- 定員＝50人（希望者が定員を超えた場合は抽選）
- 参加費＝３千円
- 申込期限＝７月９日(金)

※所定の用紙（学校を通じて配布）で申し込んでください。
- 申し込み＝男女共同参画・生涯学習課（☎２３・１３１８）

しょうがい児・者活動支援ボランティア

障害者支援施設陽だまりの里ではボランティア（高校生以上）を募集します。
- 場所＝陽だまりの里（八女市本）
- 期間＝７月17日(土)～８月31日(火)の毎日10時～16時
- 内容＝しょうがい児・者の日中活動支援（お話、製作、音楽、囲碁、将棋、手話、プールなど）

問い合わせ＝同所（☎３０・３０５５）

八女市長杯ナイター野球大会

- 会場＝立山球場
- 期日＝８月22日～10月上旬
- 参加費＝５千円
- 申込期間＝７月３日(土)～18日(日)※抽選会を７月31日(土)19時から総合体育館研修室で行います。
- 申し込み・問い合わせ＝総合体育館（☎２４・１２３０）

試験

裁判所事務官採用Ⅲ種試験

- 受験資格＝平成元年４月２日～平成５年４月１日生まれの人
- 受付期間＝７月13日(火)～22日(木)
- １次試験＝９月12日(日)
- 問い合わせ＝福岡地方裁判所（☎０９２・７８１・３１４１）

公立八女総合病院職員

▽看護師Ａ（採用時公立八女総合病院勤務）※７人程度
- 採用予定日＝平成22年９月・受験資格＝昭和25年４月２日以降生まれで看護師免許有資格者
- 試験＝７月20日(火)・申込期間＝７月12日(月)まで

▽看護師Ｂ（採用時緩和ケア病院勤務）※８人程度
- 採用予定日＝平成23年２月中旬ごろ・受験資格＝昭和25年４月２日以降生まれで看護師免許有資格者・試験＝10月５日(火)・申込期間＝９月１日(水)～９月24日(金)

▽看護師（新卒）※10人程度
- 採用予定＝平成23年４月・受験資格＝昭和26年４月２日以降生まれで看護師免許来春資格取得見込みの人・試験＝８月10日(火)・申込期間＝７月12日(月)まで
- 問い合わせ＝同病院企業団（☎２３・４１３１）同病院のホームページもご覧ください。

相談

出張相談会

専門相談員が借金・お金の問題解決のお手伝いをします。家計相談や貸付の受付等も行います。
- 場所＝八女市地域交流センター（旧中央公民館）
- 期日＝７月１日(木)15日(木)29日(木)
- 相談時間＝10時～16時

※事前のご予約をお願いします。
- 問い合わせ＝グリーンコープ生活再生久留米相談室（☎０９４２・３６・８８７７）

無料労働相談

賃金未払い、解雇、いじめなどの労働問題に関する相談を、面談・

「八女市予約型乗合タクシー」の予約受付電話番号が変わります

予約センターの引っ越しに伴い、８月１日(日)から予約受付電話番号が変わります。ご予約の際はおかけ間違いのないようご注意ください。

新電話番号　０９４３・３３・２００２

※旧黒木町において運行している「デマンドバス」の予約受付電話番号に変更はありません。混同されないようにご注意ください。
- 問い合わせ＝地域支援課交通対策係（☎ 23・1224）

自衛官募集説明会

７月 11 日(日) 10 時～

場所／八女文化会館２階会議室
問い合わせ／自衛隊八女地域事務所（☎２４・５１９２）

第６回環境フェア出展　募集中

「みんなで楽しくリサイクル」をテーマに開催します。
- 日時＝ 10 月 31 日(日) 10 時～ 15 時
- 会場＝八女公園
- 対象（資格）＝八女市内にお住まいの人、またはグループや団体※民間の企業は対象外。
- 基準＝営利を目的としないもので環境問題に取り組まれるもの
- 内容＝リサイクルなどを目指した作品・製品・調査など展示できるもの※不用品バザーは対象外。
- 出展料＝無料
- 申込先 ・ 問い合わせ＝
  - 八女市役所　社会環境課（☎ 23・1462）
  - 黒木総合支所　市民生活課（☎ 42・1463）
  - 立花支所　市民生活福祉課（☎ 23・4934）
  - 上陽支所　市民生活福祉課（☎ 54・2218）
  - 星野支所　市民生活福祉課（☎ 52・3113）
  - 矢部支所　市民生活福祉課（☎ 47・3111）
- 申込方法＝社会環境課および各支所に申込用紙を準備しています。
- 募集期間＝７月１日(木)～７月 30 日(金)
- 審査＝申し込まれた内容を審査し、出展の採用・不採用を決定します。

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談

◦７月 15 日(木) （※ 7/5 予約開始）、８月５日(木)（※ 7/26 予約開始）相談日はいずれも木曜日 13 時～ 16 時
／法務局八女支局☎ 23 ・ 2603

◦７月９日(金) 13 時 30 分～ 16 時
／社会福祉会館
※要予約☎２３・０２９４

◦７月 16 日(金) 13 時 30 分～ 16 時
／地域交流センターふじの里（黒木）
※要予約☎４２・２１３１

◦７月 23 日(金) 13 時 30 分～ 16 時
／地域福祉センター （上陽）
※要予約☎５４・３００３

◦７月 16 日(金) 10 時～ 12 時
／商工会議所※要予約☎２２・５１６１

その他の相談

多重債務相談
◦毎週火曜 13 時 30 分～ 16 時
／社会福祉会館
※要予約☎０９４２・３０・０１４４

消費生活相談（来訪または電話相談）
◦毎週月・水・金曜８時30分～16時30分
／消費生活相談室☎２３・１１８３

男女共同参画推進支援委員相談
◦７月８日(木) 13 時 30 分～ 16 時 30 分
／男女共同参画・生涯学習課
※要予約☎２３・１３１４

女性相談
◦７月 20 日(火)９時～ 12 時／働く婦人の家

なんでも人権相談
◦７月２日(金) 13 時～ 16 時
／社会福祉会館
◦７月９日(金) 13 時～ 16 時
／黒木地域交流センター
◦７月 14 日(水) 13 時～ 16 時
／立花市民センター

行政相談
◦7月１日(木)13時～16時／社会福祉会館
◦７月５日(月) 13 時 30 分～ 16 時
／地域福祉センター （上陽）
◦７月７日(水)・21 日(水)９時30 分～12 時
／地域交流センターふじの里（黒木）
◦７月 15 日(木)９時～ 12 時
／立花市民センター （立花）

司法書士相談
◦７月９日(金) 13 時 30 分～ 16 時
／地域交流センターふじの里（黒木）
◦７月 16 日(金) 13 時 30 分～ 16 時
／社会福祉会館

心配ごと相談
◦７月７日(水)・21 日(水) 13 時 30 分～ 16 時
／社会福祉会館
◦７月 14 日(水)・28 日(水) 13 時 30 分～ 16 時
／地域福祉センター（上陽）
◦７月７日(水)・21 日(水)９時 30 分～ 12 時
／地域交流センターふじの里（黒木）
◦７月 14 日(水)・28 日(水)９時 30 分～ 12 時
／総合保健福祉センターかがやき（立花）

税務相談
◦7月12日(月)10時～15時／商工会議所

創業・経営支援相談（※要予約☎22・5161）
◦7月20日(火)10時～16時／商工会議所

社会保険個別相談
◦7月21日(水)10時～15時／商工会議所

不動産相談
◦7月28日(水)13時～15時／商工会議所

補聴器の修理と相談
◦7月20日(火)13時～14時30分／市役所
◦７月８日(木)９時～ 10 時
／地域福祉センター （上陽）
◦７月９日(金)・20 日(火) 10 時～ 12 時
／地域交流センターふじの里（黒木）
◦７月６日(火)・20 日(火) 10 時～ 12 時
／総合保健福祉センターかがやき（立花）
◦7月22日(木)10時～12時／星野支所

家庭児童相談室
◦平日９時 30 分～ 16 時
／市役所内 （☎２３・１４４８）

精神保健福祉相談
◦毎週月曜 14 時 30 分～ 16 時
／南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 （八女総合庁舎）
（要予約☎０９４４・７２・２１７６）

エイズ検査・相談／B型C型肝炎検査・相談
◦毎週月曜 14 時～ 15 時
／南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 （八女総合庁舎） ※予約不要
（☎０９４４・７２・２８１２）

電 話 相 談

教育相談
◦平日９時～17時／八女市教育研究所
（☎０１２０・７８４・１１０）

教育相談
◦無休・24時間受付／南筑後教育事務所
（☎０９４２・５２・４９４９）

交通事故相談
◦平日９時30分～12時・13時～16時40分
／日本損害保険協会
（☎09２・７１３・７３１８）

犯罪被害者相談電話
◦平日９時～ 18 時／県警察本部
（☎０９２・６３２・７８３０）

難病ホットライン
◦平日８時 30 分～ 17 時 15 分
／南筑後保健福祉環境事務所分庁舎
（☎０９４４・７２・２６１０）

多重債務相談
◦平日９時～ 12 時、13 時～ 17 時
／福岡財務支局（☎０９２・４１１・７２

クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保等相談
◦平日 18 時～ 20 時／県青年司法書士協議会 （☎ 092 ・ 724 ・ 9505）

養育費相談（母子家庭・離婚協議中の人対象）
◦平日９時～ 16 時
／福岡県母子家庭等就業・自立支援センター （☎ 092 ・ 584 ・ 3931）

電話どちらでもお受けします。
▪時間＝平日８時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く）
※水曜のみ20時まで電話相談
▪場所＝筑後労働者支援事務所（久留米総合庁舎１階）
▪問い合わせ＝同所（☎０９４２・３０・１０３４）

行政書士交通事故無料相談
▪日時＝７月10日(土)10時～16時
▪場所＝サンライフ久留米
▪内容＝示談書・損害賠償請求書等の作成、保険請求手続きなど
▪問い合わせ＝県行政書士会（☎０９２・６４１・２５０１）

一般

小中学校の体育施設利用

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は参加してください。
※前もって団体登録が必要です。
《８月利用者の会》▪期日＝７月17日(土)▪時間・学校名＝13時30分（福島小、長峰小、福島中）、14時15分～（八幡小、岡山小、西中）、15時～（上妻小、三河小、南中）、15時45分～（忠見小、川崎小、北川内小、見崎中、上陽中）
▪会場・問い合わせ＝総合体育館（☎２４・１２３０）
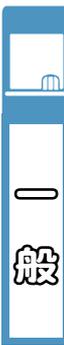
被害回復給付金申請
全国会員制交際クラブ㈱アバンテ・システムズ、サンビーチ、シュプリームに関する被害回復給付金の受け付けは７月26日(月)までです。詳しくは検察庁ホームページの被害回復給付金制度欄をご覧ください。
http://www.kensatsu.go.jp/
問い合わせ＝徳島地方検察庁
☎ 088 ・ 652 ・ 5191

▼人口と世帯（６月１日現在）		▼５月の異動	
人　口	70,590 （－ 46）	出生	44 人
男	33,233 （－ 15）	死亡	65 人
女	37,357 （－ 31）	転入	86 人
世帯数	23,844 （+12）	転出	111 人

※（　）内は前月比

５月の火災･救急の状況		
火災出火件数	4件	（ 20件）
救急出動件数	236件	（1297件）
救急搬送人数	223人	（1241人）

※（　）内は１月からの累計

５月の交通事故の状況		
発生件数	48件	（217件）
傷　　者	59人	（267人）
死　　者	0人	（2人）

※（　）内は１月からの累計

７月に納めるもの
- 固定資産税（第2期）
- 国民健康保険税・介護保険料（第１期）
- 後期高齢者医療保険料（第１期）
- 市営住宅家賃（7月分）
- 保育料（7月分）

納期限・口座振替日は8月2日（月）
※納税は安全便利な口座振替をご利用ください。
※納期限内の納付にご協力ください。延滞金が加算されることがあります。

谷川　龍輝ちゃん
H21年7月11日生（吉田）
龍輝お誕生日おめでとう☆元気で優しい子に育ってね♡

山本　夕稀ちゃん
H21年7月10日生（星野村）
毎日可愛い笑顔をありがとう♡元気いっぱいおっきくなぁれ☆

森山　輝音ちゃん
H21年7月4日生（上横山）
お誕生日おめでとう☆夢音お姉ちゃんとずっと仲良しでいてネ♡

福田　寛太ちゃん
H21年7月1日生（山内）
元気いっぱい、笑顔いっぱいで、すくすく大きくなってね。

中嶋　健太郎ちゃん
H21年7月23日生（上辺春）
お誕生日おめでとう。いつも笑顔の健太郎ちゃん。これからもお姉ちゃんと仲良く遊んでね。

井上　結莉音ちゃん
H21年7月23日生（谷川）
笑顔の素敵なゆりねちゃん！スクスク元気に育ってね！

甲斐田　聖雅ちゃん
H21年7月22日生（吉田）
ねぇねとにぃにと一緒にすくすく大きく育ってね★せいちゃん♥

樋口　美月ちゃん
H21年7月21日生（酒井田）
いつもニコニコ笑顔♡姉妹仲良く、元気に成長してね♡♡

井上　華乃音ちゃん
H21年7月15日生（本町）
このまま元気で優しい女の子に育ってね♡

満１歳のお子様の写真を募集しています。名前・生年月日・住所・簡単なコメント（30字以内）を添えて、誕生日前月の７日までに直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募多数の場合は先着順となります。写真はお返ししていません。
●申し込み＝市長公室秘書広報係（☎23・1110）

田平　明依ちゃん
H21年7月26日生（高塚）
いつも元気なめいちゃんに癒やされてるよ！ありがとう♡

西村　夢美ちゃん
H21年7月24日生（北山）
夢美ちゃん、１才おめでとう。家族みんな夢美の笑顔にメロメロです♡

上村　悠夏ちゃん
H21年7月24日生（納楚）
ゆうちゃんおたんじょうびおめでとう。元気でのびのび育ってね。

橋本　彩夏ちゃん
H21年7月23日生（宅間田）
笑顔がかわいいあやちゃん。すくすく元気に育ってね。

３人目の八女市出身Ｊリーガー
高橋祐太郎選手を応援しよう！

　八女市出身として３人目のＪリーガーとなった高橋祐太郎選手の激励会が、６月１５日（火）に市内で行われました。約４０人の関係者を前に高橋選手は、「幼いころからの夢であるプロサッカー選手になれ、うれしい気持ちでいっぱいです。次の目標は、一日も早くプロのピッチ上でゴールを決めること。みなさんの応援お願いします」と、プロの世界での活躍を誓いました。

　また、前日の６月１４日（月）には、セレッソ大阪でプレーする兄の高橋大輔選手とともに、さいしょうじ幼稚園でサッカー教室を行いました。軽快なリズムに合わせて準備体操、マット運動の後はいよいよサッカー。２チームに分かれて園児と一緒に２つのボールを追いかけました。
　高橋祐太郎選手は「２人の兄の姿を追いかけてきた。今度は私が子どもがあこがれるような存在になりたい。ポジションでも何でもいろんなことにチャレンジしてほしい」と次の世代へエールを送りました。

ヴィッセル神戸
高橋 祐太郎（たかはし・ゆうたろう）
福島少年サッカークラブ－八女FC・Jr.ユース－三潴高－福岡大を経て、今年ヴィッセル神戸に加入。ポジションはフォワード。

編集後記

▼さいしょうじ幼稚園でのサッカー教室。高橋選手らと運動したり、ボールを追いかけたりする子どもたちの表情はとてもきらきらしていました。こんなに貴重な体験は子どもたちにとってきっと忘れられないはず。この中から、未来のＪリーガーが誕生するかも。（Ｍ・Ｍ）
▼余裕を持って情報をお届けするために、子育ち掲示板と在宅医当番表が７月分から15日号に引っ越しています。わずか数行のお知らせですが、生きた情報として活用いただけることを願い、これからも改善を重ねていきます。ご意見をお聞かせください。（Ｋ・Ｓ）

市民とともに
～伝統と躍動の未来都市～

■編集・発行　八女市役所市長公室秘書広報係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943・23・1110　FAX 22・2186
■URL:http://www.city.yame.fukuoka.jp/
■E-mail:mail@city.yame.fukuoka.jp

※この広報誌は環境にやさしい再生紙、大豆油インクを使用しています